メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四～十一　（略）

十二　技術的最大許容質量が三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、指定自動車等（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第一号の指定自動車等をいう。以下同じ。）であり、内燃機関を有するもの（総排気量六百六十ｃｃ以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが三十五以下のもの、最大積載量八百五十キログラム以上であり、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが四十以下のもの又は技術的最大許容質量が二・五トンを超え、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが四十以下、かつ、Ｒポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。）並びに専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）のうち、指定自動車等であつて内燃機関を有するもの（技術的最大許容質量が三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）に変更する場合であつて、技術的最大許容質量が二・五トンを超え、技術的最大許容質量を用いて計算したＰＭＲが四十以下、かつ、Ｒポイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。）の車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第五十一号第三改訂版附則７で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則７に規定された騒音の値も許容限度とする。

十三　ＰＭＲが五十を超える小型自動車及び軽自動車（いずれも二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）に限る。）のうち、指定自動車等であるもの並びにＰＭＲが五十を超える原動機付自転車（第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。）のうち、型式認定原動機付自転車（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第二号の型式認定原動付自転車をいう。）であるものの車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則７で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則７に規定された騒音の値も許容限度とする。

（新規）

メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時）で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四～十一　（略）

（新規）